

# 第6期あわらし市障害福祉計画

## 第2期あわらし市障害児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

あわらし市

# 目 次

第1節	計画の基本的な考え方	1
1	計画の推進のために	1
2	計画の基本理念	1
3	計画の位置づけ	1
4	計画期間	2
5	計画の策定体制	2
第2節	あわら市の現状	3
1	障がい者を取り巻く現状	3
2	第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画 成果目標の進捗	10
第3節	計画の数値目標	13
1	障害福祉サービス等の提供体制確保に係る目標	13
2	障害児支援の提供体制の整備等	15
3	相談支援体制の充実・強化等	17
4	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る 体制の構築	17
5	障害福祉サービスの見込量とその確保のための方策	19
6	地域生活支援事業の見込量とその確保のための方策	25
7	障害児支援の見込量とその確保のための方策	29
第4節	計画推進のために	32
1	計画推進体制の整備と、実績の分析及び評価	32
資料	1 あわら市障害福祉計画策定委員会設置要綱	33
	2 あわら市障害福祉計画策定委員会委員名簿	35
	3 計画策定の経過	36

## 第1節 計画の基本的な考え方

### 1 計画の推進のために

障害者総合支援法は、地域福祉の実現を図ることで「自立と共生」の地域社会づくりを目指すことを基本として、障害種別（身体障害・知的障害・精神障害・難病者）にかかわらず障がい者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスが提供されるよう定めています。この法律に基づき、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、市町村及び都道府県は障害福祉計画を策定しています。あわら市では、国の基本指針に則して、令和5（2023）年度末における目標値を設定し、各種福祉サービスの必要量を見込むとともに、あわら市の実情に応じたサービスを提供するための方策を「第6期あわら市障害福祉計画」として、また併せて児童福祉法第33条の20に基づく「第2期あわら市障害児福祉計画」として定めます。

### 2 計画の基本理念

本計画は、あわら市障害者福祉計画の基本理念「障害の有無に関わらず、全ての人が相互に尊重し合いながら役割と生きがいを持ち共生する社会の実現」を継承します。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき策定します。計画の最終年度である令和5（2023）年度の目標及び障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量などについて定められたものであり、厚生労働省の示した「障害福祉サービス及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に則して策定します。

また、本計画は、国の法令、県の共生社会条例やその他の条例、障がい者福祉計画との整合性を図りながら「あわら市総合振興計画」に則した内容で策定します。

#### 4 計画期間

本計画は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までを計画期間とします。なお、国の定める基本指針により、各年度における障害福祉計画の達成状況を点検及び評価することが必要となります。点検及び評価の結果、計画期間内に見直しが必要となった場合は、策定委員会での協議を行います。

#### 5 計画の策定体制

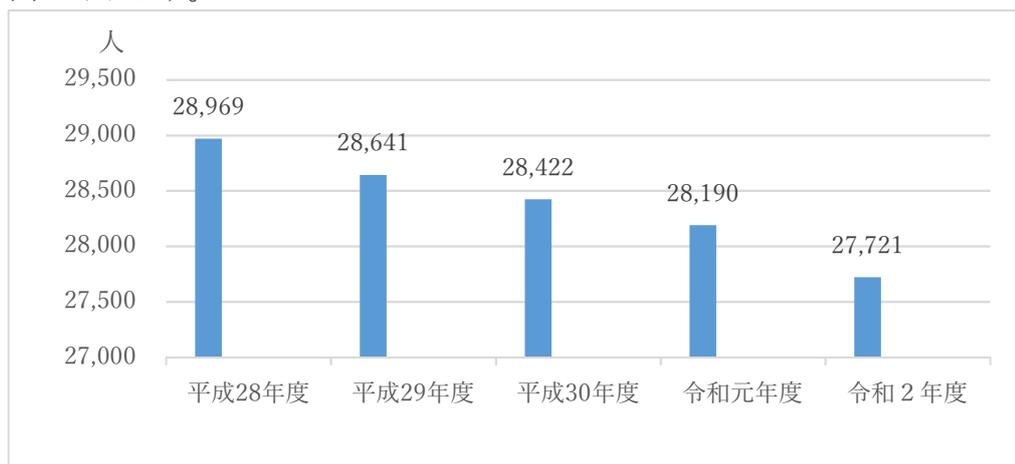
この計画の策定にあたっては、地域の実情に即した計画とするため、あわら市障害福祉計画策定委員会を設置し、学識経験者、障がいのある人やその家族などの障害者団体、福祉関係者の意見を反映しています。

## 第2節 あわら市の現状

### 1 障がい者を取り巻く現状

#### (1) 人口の推移

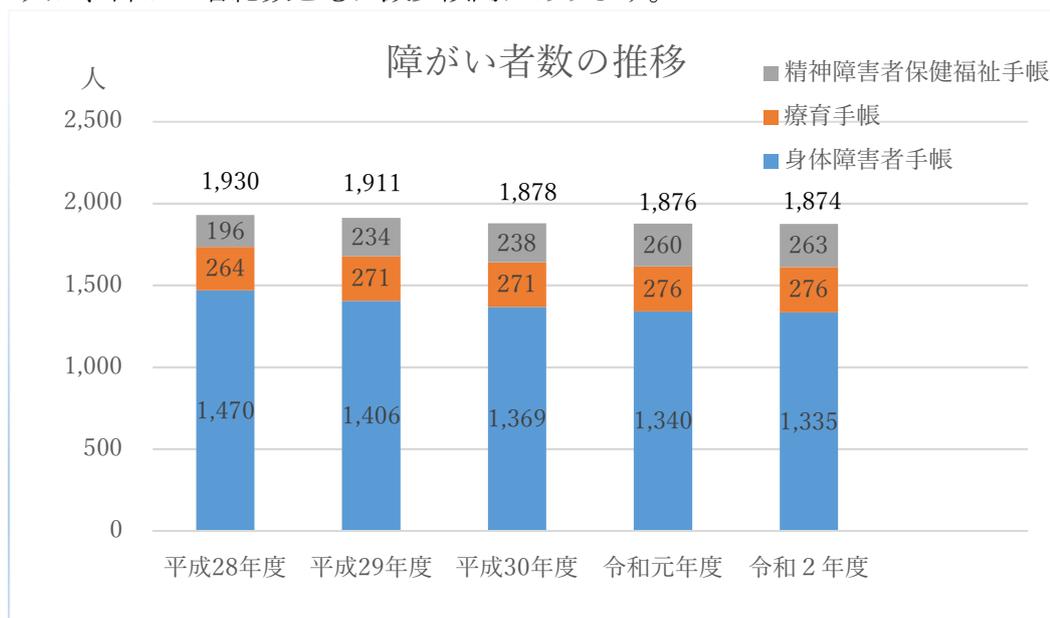
人口の推移をみると、令和2年10月1日現在、27,721人となっており、減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳及び外国人登録

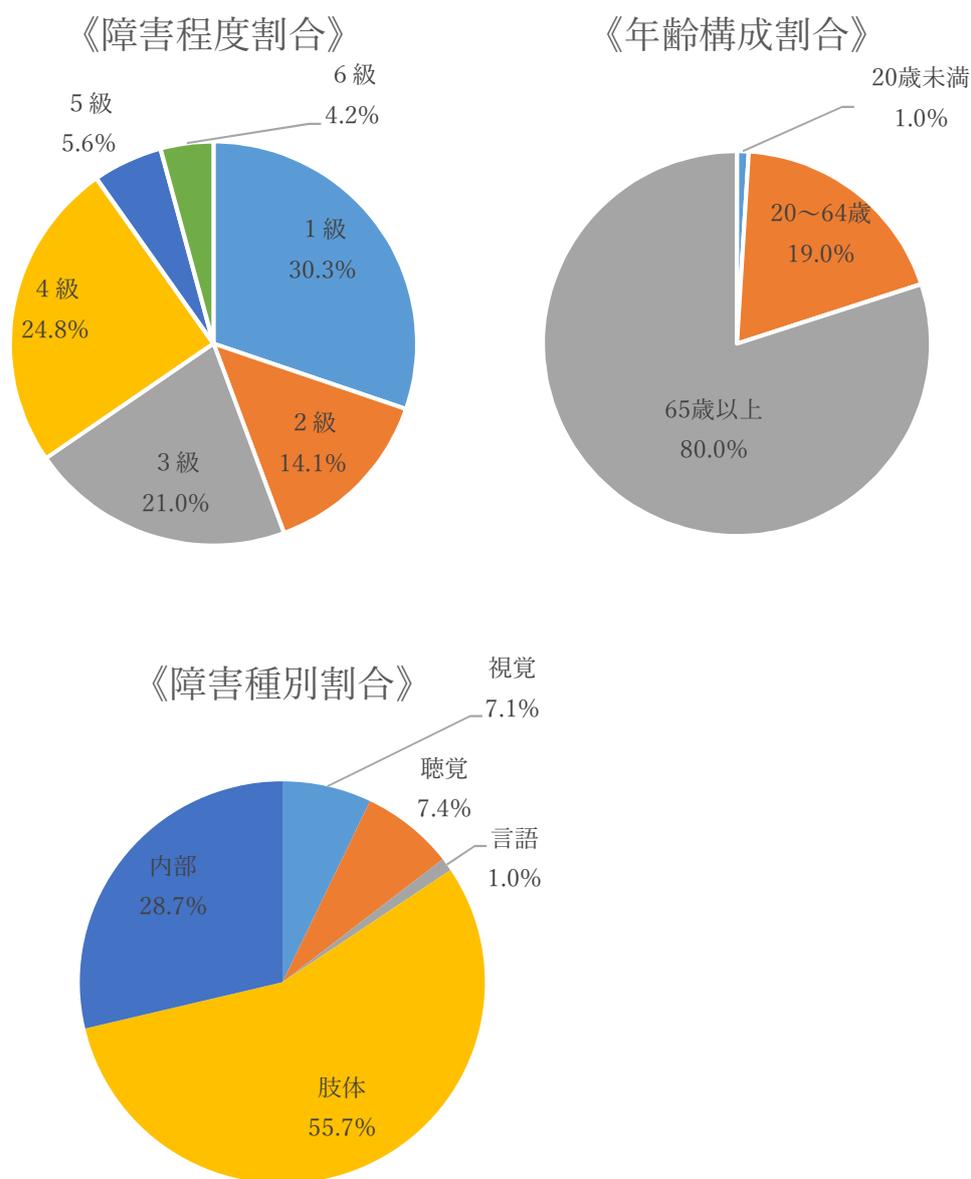
#### (2) 障がい者数の推移

障害別手帳所有者の状況をみると、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、令和2年10月1日現在、身体障害者手帳は1,335人、療育手帳は276人、精神障害者保健福祉手帳は263人で総数は1,874人です。人口、障がい者総数ともに減少傾向にあります。



### (3) 身体障がい者の状況

令和2年10月1日現在、身体障害者手帳所有者の障害種別の割合は、肢体不自由55.7%、内部障害28.7%、聴覚障害7.4%、視覚障害7.1%、言語障害1.0%となっています。障害程度別では1級が最も多く、1、2級で全体の4割以上を占めています。手帳所持者の年齢構成では、65歳以上の高齢者の割合は全体の約8割となっています。



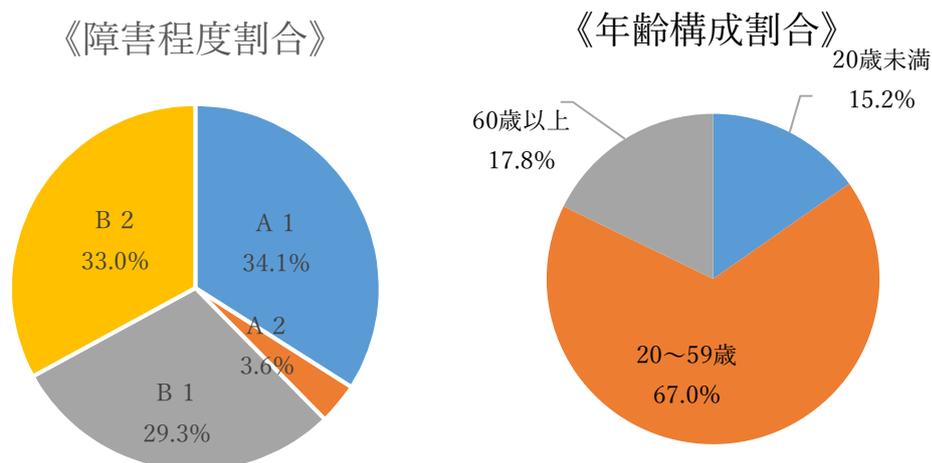
《障害種別・障害程度別の詳細》

単位：人

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視 覚	38	38	4	5	10	0	95
聴 覚	8	19	10	37	1	24	99
平衡機能	0	0	0	0	0	0	0
音声・言語	1	0	5	8	0	0	14
上 肢	83	68	35	27	19	10	242
下 肢	19	28	126	187	36	19	415
上下肢	0	1	2	1	0	1	5
体 幹	22	24	16	0	8	0	70
運動機能(上肢)	7	1	1	0	0	1	10
運動機能(移動)	0	1	0	1	0	0	2
心 臓	147	1	52	16	0	0	216
腎 臓	71	1	10	3	0	0	85
呼 吸 器	4	0	10	2	0	0	16
膀胱・直腸	1	0	4	46	0	0	51
小 腸	0	0	0	0	0	0	0
免 疫	2	0	2	0	0	0	4
肝 臓	3	6	1	1	0	0	11
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0
計	406	188	278	334	74	55	1,335

#### (4) 知的障がい者の状況

令和2年10月1日現在、療育手帳所有者の状況をみると、障害程度ではA1が最も多く、全体の34.1%を占め、次いでB2の33.0%となっています。年齢構成では、20歳未満が15.2%となっており、身体障がい者や精神障がい者の構成比と比較して割合が高くなっています。



《障害程度別・年齢構成の詳細》

単位：人

区分	A1	A2	B1	B2	計
0~6歳	0	0	1	1	2
7~12歳	4	0	2	12	18
13~15歳	4	1	2	3	10
16~18歳	1	0	1	8	10
19歳	0	0	0	2	2
20~29歳	7	0	18	23	48
30~39歳	19	0	9	19	47
40~49歳	21	2	15	10	48
50~59歳	17	2	14	9	42
60歳以上	21	5	19	4	49
計	94	10	81	91	276

### (5) 精神障がい者の状況

令和2年10月1日現在、精神障害者保健福祉手帳所持者の障害程度は、2級が最も多く全体の67.3%を占めており、次いで3級が28.1%となっています。

また、自立支援（精神通院医療）受給者証の交付数は、年々増加の傾向となっており、精神障害者保健福祉手帳の所持者に対して、約1.7倍となっており、通院している人数に対して、手帳の所持率が低い傾向となっています。

#### 《障害程度別》

単位：人

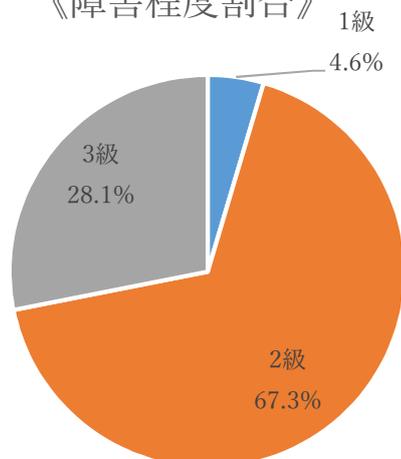
区 分	1級	2級	3級	計
人 数	12	177	74	263

#### 《年齢構成別》

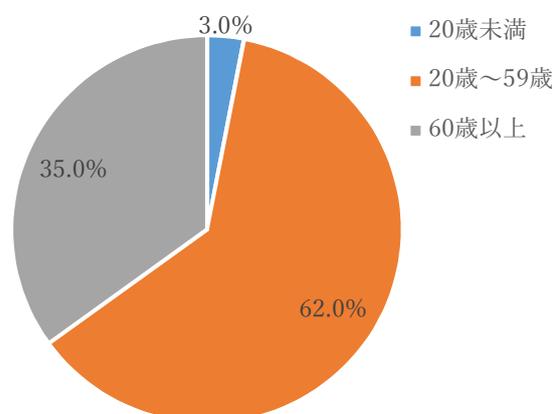
単位：人

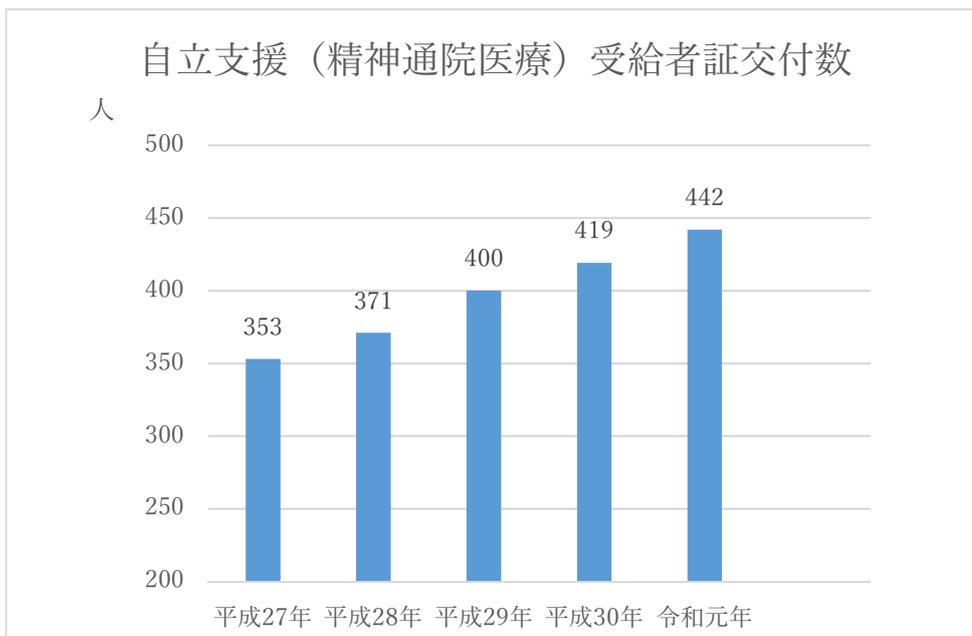
年 齢	20歳未満	20歳～59歳	60歳以上	計
人 数	8	163	92	263

《障害程度割合》



《年齢構成割合》





### (6) 特別支援教育の状況

令和2年10月1日現在、特別支援学級児童生徒数は、小学校36人、中学校13人となっています。特別支援学級及び特別支援学校在籍者の状況は、増加傾向となっています。

#### 《小中学校における特別支援学級の状況》

単位：人

	学校別	学級数	全児童生徒数	特別支援学級		通級指導	
				学級数	児童生徒数	実施校数	児童生徒数
平成30年度	小学校	67	1,262	9	30	6	11
	中学校	30	691	3	6	2	0
令和元年度	小学校	68	1,262	10	28	6	14
	中学校	29	678	3	9	2	0
令和2年度	小学校	69	1,239	12	36	6	16
	中学校	27	665	4	13	2	9

#### 《特別支援学校在籍者の状況》

単位：人

		嶺北	福井	福井東	福井大附属	盲学校	ろう学校
		平成30年度	小学部	3	—	—	—
平成30年度	中学部	2	1	—	—	—	—
	高等部	10	—	2	—	—	—
	令和元年度	小学部	3	2	1	—	—
令和元年度	中学部	3	2	—	—	—	—
	高等部	9	—	2	—	—	—

令和2年度	小学部	3	3	—	—	—	—
	中学部	4	2	—	—	—	—
	高等部	7	—	2	—	—	—

(7) 障害者総合支援法に基づく認定等の状況

令和2年10月1日現在、障害福祉サービス等の申請を行い、受給者証を交付した数は286人となっています。そのうち障害支援区分認定を行ったのは156人(54.5%)です。障害種類別では、知的障害が118人(41.2%)、次いで精神障害が90人(31.4%)、身体障害が60人(20.9%)です。

**令和2年10月1日現在の障害福祉サービス等の利用状況**

《障害種類別》

区分	人数
身体障害	60
身体障害・知的障害	10
身体障害・精神障害	2
身体障害・難病	1
知的障害	118
知的障害・精神障害	5
精神障害	90
計	286

《障害支援区分別》

区分	人数
区分1	4
区分2	30
区分3	28
区分4	27
区分5	20
区分6	47
計	156

## 2 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画成果目標の進捗

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成28(2016)年度末時点において福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム(共同生活援助)、一般住宅等に移行する者の数を見込み、令和2(2020)年度末における地域生活移行者数及び、施設入所者数の目標値を設定しました。

項目	目標値	実績	考え方
施設入所者数(A)	40人	40人	平成28(2016)年度末の入所者数
目標年度入所者数(B)	36人	41人	令和2(2020)年度末時点の利用人員見込み者数
目標値(削減見込み) (A-B)	4人	-1人	差引減少数
目標値 (地域移行者数)	4人	2人	施設入所からグループホーム等に移行した者の数

### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、坂井地区障害児・者総合支援協議会精神障害者支援部会において保健、医療、福祉関係者による協議の場を設けました。

項目	令和2(2020)年度末の設置数	
	目標値	実績
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	1箇所	1箇所

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等の整備を進めます。拠点整備の中には、基幹相談支援センターの整備も含まれます。

項目	令和2(2020)年度末の設置数	
	目標値	実績
令和2(2020)年度末の設置数	1箇所	※1箇所

※平成31(2019)年4月1日に坂井地区障がい者基幹相談支援センターを設置しました。  
令和2(2020)年2月に坂井地区障害児・者総合支援協議会内に検討委員会を立ち上げ、面的整備に向け、協議しています。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行

障がいのある人の就労支援を進める観点から、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和2（2020）年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定しました。

項目	目標値	福祉施設					計	考え方
		自立	移行	A型	B型			
一般就労 移行者数	平成28年度実績	—					3人	各年度において福祉施設を退所し一般就労した者の数
	平成29年度実績	—	0	0	1	0	1人	
	平成30年度実績	—	1	2	1	2	6人	
	令和元年度実績	—	0	1	2	0	3人	
	令和2年度見込み	5人	0	1	1	1	3人	

#### (5) 就労移行支援事業の利用者数

実績を踏まえて、令和2（2020）年度末における就労移行支援事業の利用者の目標値を設定しました。

項目	目標値	実績	考え方	
就労移行 利用者数	平成28年度実績	—	7人	各年度の利用者数
	平成29年度実績	—	9人	
	平成30年度実績	—	9人	
	令和元年度実績	—	9人	
	令和2年度見込み	6人	6人	

#### (6) 就労移行支援事業 事業所ごとの就労移行率

市内には就労移行事業所が1つあり、令和2（2020）年度末における就労移行支援事業所の就労移行率の目標値を設定しました。

項目	目標値	実績	考え方
一般就労移行率3割以上の事業所数	1事業所	1事業所	平成28（2016）年度末
	2事業所	1事業所	令和2（2020）年度末

## (7) 職場定着率

就労定着支援事業による支援開始後の職場定着率について、目標値を設定しました。

項目	目標値	実績	考え方
就労定着新事業による支援 開始1年後の職場定着率	50%	100%	平成31(2019)年度末
	80%	100%	令和2(2020)年度末

## (8) 児童発達支援センターの整備

障がい児の発達に関する相談支援の拠点等の整備について、目標値を設定しました。

坂井地区には、児童発達支援のサービスを提供している事業所があり、相談支援の拠点となっています。

項目	令和2(2020)年度末の拠点数	
	目標値	実績
児童発達支援センターの整備	1箇所	1箇所

## (9) 障がい児支援事業所の整備

障がい児支援に関する事業所等の整備について、目標値を設定しました。

坂井地区には、保育所等訪問支援事業所、主に重症心身障がい児を対象とした児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が1箇所ずつあります。

また、坂井地区内において、医療的ケア児を支援するための関係機関が協議する機会を設けました。

項目	令和2(2020)年度末の設置数	
	目標値	実績
保育所等訪問支援事業所	1箇所	1箇所
児童発達支援事業所 (主に重症心身障がい児対象)	1箇所	1箇所
放課後等デイサービス事業所 (主に重症心身障がい児対象)	1箇所	1箇所
医療的ケア児支援のための 関係機関の協議の場	1箇所	1箇所
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーター	1人	0人

### 第3節 計画の数値目標

#### 1 障害福祉サービス等の提供体制確保に係る目標

##### (1) 福祉施設から地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元（2019）年度末時点において福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム（共同生活援助）、一般住宅等の地域生活へ移行する者の数を見込み、令和5（2023）年度末における地域生活移行者数及び施設入所者数の目標値を設定します。

国の基本指針では、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行することとし、令和5（2023）年度末の施設入所者数を令和元（2019）年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本ととしています。

	項目	数値	考え方
現状	施設入所者数	41人	令和元(2019)年度末の入所者数(A)
目標	施設入所者数	40人	令和5(2023)年度末での入所者数(B)
	削減数	1人	(A)-(B)=(C)
	削減割合	2.4%	(C)÷(A)×100
	地域生活移行者数	3人	施設入所からグループホーム等に移行する者の数(D)
	地域生活移行率	7.3%	令和5(2023)年度末の入所者数に対する移行率(D)÷(A)×100

##### (2) 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

坂井地区障害児・者総合支援協議会精神障害者支援部会に設置した保健、医療、福祉関係者による協議の場を今後も継続し、地域での安心した暮らしのためさらなる充実を図ります。

国の基本指針では、市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本としています。市町村単位での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えないとしています。

項 目	目標値
	(令和5(2023)年度末)
精神障害に対応した地域包括ケアシステム	1箇所

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための5つの機能（相談、緊急時の受け入れ、体験の場の機会・場、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくり）を、坂井地区障害児・者総合支援協議会を中心として、地域のニーズや既存の社会資源の活用などから、面的に整備できるように検討し、障がい者の生活を地域全体で支える体制づくりに努めます。

また、その機能を充実させるため、運用状況を検証及び検討する会議を年1回以上開催することとします。

国の基本指針では、障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点（居住支援機能と地域支援機能の一体的なもの）等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点当を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本としています。

項 目	目標値
	(令和5(2023)年度末)
地域生活支援拠点等	1箇所

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

#### ①一般就労移行者数

障がいのある人の就労支援を進める観点から、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5(2023)年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

国の基本指針では、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本ととしています。

項目	現状	目標値	
	令和元(2019)年度 (A)	令和5(2023)年度 (B)	一般就労移行比率 (B)/(A)
福祉施設を退所し一般就労した者の数	3人	6人	2倍

## ②就労定着支援事業利用者数

障がいのある人の一般就労への定着が重要であることから、令和5(2023)年度末における就労定着支援事業の利用者の目標値を設定します。

就労定着支援事業利用者数は、一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本としています。

項目	現状	目標値
	令和元(2019)年度末	令和5(2023)年度末
就労定着支援事業利用者数	1人	3人

## ③就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数

坂井地区内においては、就労定着支援事業所が1カ所あります。令和5(2023)年度末における就労定着支援事業所の就労定着率目標値を設定します。

国の基本指針では、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本としています。

項目	現状	目標値
	令和元(2019)年度末	令和5(2023)年度末
就労定着支援事業の就労定着率 8割以上の事業所数	1事業所	1事業所 全体の7割以上

## 2 障害児支援の提供体制の整備等

### (1) 児童発達支援センターの整備

坂井地区内においては、児童発達支援センターが1カ所あり保育所等訪問支援を行っています。今後も障がい児の発達に関する相談支援等のニーズは高いと見込まれるため、その支援体制の確保に努めます。

国の基本指針では、令和5（2023）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本としています。なお、圏域での設置であっても差し支えないとしています。

項目	目標値
	令和5(2023)年度末
児童発達支援センター	1箇所

## （2）障害児支援事業所の整備

保育所等訪問支援については、サービスを利用する児童が増加傾向にあるため、量的確保に向けて、県や事業者との情報交換、連携を図ります。

また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、坂井地区内において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設け、各分野の支援を調整するコーディネーターの配置に努めます。

坂井地区には、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所があるため、継続して確保します。

国の基本指針では、令和5（2023）年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

国の基本指針では、令和5（2023）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本としています。なお、圏域での確保であっても差し支えないとしています。

国の基本指針では、令和5（2023）年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各都道府県、各圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えないとしています。

項目	目標値
	令和5(2023)年度末
保育所等訪問支援事業所	1箇所

児童発達支援事業所(主に重症心身障がい児対象)	1箇所
放課後等デイサービス事業所(主に重症心身障がい児対象)	1箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1箇所
医療的ケア児に関する支援を調整するコーディネーター	1人

### 3 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談業務を担う坂井地区障がい者基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業者等に対し専門的な指導、助言を実施し、また、地域の相談支援事業者の人材育成や連携強化の取組みを行うなど相談支援体制の充実・強化を図ります。

国の基本指針	総合的・専門的な相談支援	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
	地域の相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。</li> <li>・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数見込みを設定する。</li> <li>・地域の相談機関との連携強化取組みの実施回数見込みを設定する。</li> </ul>

項目	内容	目標値
		令和5(2023)年度
相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	地域の相談支援事業所への助言やコンサルテーション	50件
地域の相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数(検証・検討を行う協議の場等の開催)</li> <li>・地域の相談機関との連携強化のために行う会議(運営会議等)の開催回数</li> </ul>	60件

#### 4 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

国の基本指針では、令和5（2023）年度末までに、次の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本としています。

国 の 基 本 指 針	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。
	指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。

市単独では目標値を設定せず、福井県や関係機関と連携し、障害福祉サービスの質の向上させる取組みを進めます。

## 5 障害福祉サービスの見込量とその確保のための方策

令和5（2023）年度までの障害福祉サービス見込みについては、現在の利用実績、障害者等のサービスの利用に関する意向、心身の状況等を勘案し見込みます。

### （1）訪問系サービス見込量

#### ① 居宅介護

自宅での入浴や排せつ、食事の介護などが必要な人に対しては、在宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。

#### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由があり常に介護が必要な人に対しては、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。

#### ③ 同行援護

視覚障害により、屋内外の移動などに著しい困難を有する人に対しては、移動に同行し、必要な情報提供や移動の援護、代読や代筆などの必要な援助を行います。

#### ④ 行動援護

知的障害又は精神障害により、行動が困難で常に介護の必要な人に対しては、外出時の移動支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。

#### ⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障がい者等で、意思疎通を図ることに支障があったり、寝たきりの状態にある人、知的障害又は精神障害により行動上の困難のある人に、包括的な支援を行います。

種類	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
居宅介護	397 時間/月	372 時間/月	317 時間/月	284 時間/月	350 時間/月	350 時間/月	350 時間/月
	47 人	47 人	46 人	43 人	45 人	45 人	45 人
重度訪問介護	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	10 時間/月	10 時間/月	10 時間/月
	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
同行援護	124 時間/月	145 時間/月	146 時間/月	116 時間/月	145 時間/月	145 時間/月	145 時間/月
	13 人	12 人	12 人	10 人	13 人	13 人	13 人
行動援護	2 時間/月	3 時間/月	3 時間/月	1 時間/月	3 時間/月	3 時間/月	3 時間/月
	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
重度障害者等 包括支援	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
計	523 時間/月	520 時間/月	466 時間/月	401 時間/月	508 時間/月	508 時間/月	508 時間/月
	61 人	60 人	59 人	54 人	60 人	60 人	60 人

※時間/月：1月当たりの利用時間数

※人：1月当たりの実利用人数

## (2) 日中活動系サービス見込量

### ① 生活介護

おもに日中に障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対しては、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。

### ② 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型）

入所施設・病院を退所・退院した人には、自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。

### ③ 就労移行支援

就労を希望する人に対しては、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習など、一定期間の支援計画に基づき行います。

### ④ 就労継続支援（A型：雇用型 B型：非雇用型）

一般企業などで雇用されることが困難な人には、働く場の提供や就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。

### ⑤ 就労定着支援

就労移行等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化によ

り生活面の課題が生じている人には、一定の期間で就労の継続を図るために必要な事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等を行います。

## ⑥ 療養介護

病院などの施設に入所している人には、おもに日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。

## ⑦ 短期入所（福祉型・医療型）

自宅で介護を行う人が病気の場合などは、短期の入所による入浴、排せつ、食事その他の必要とする介護を行います。

種類	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
生活介護	1,432 人日分/月	1,581 人日分/月	1,549 人日分/月	1,484 人日分/月	1,590 人日分/月	1,590 人日分/月	1,590 人日分/月
	80 人	80 人	80 人	78 人	80 人	80 人	80 人
自立訓練 (機能訓練)	0 人日分/月	0 人日分/月	0 人日分/月	0 人日分/月	20 人日分/月	20 人日分/月	20 人日分/月
	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
自立訓練 (生活訓練)	117 人日分/月	94 人日分/月	90 人日分/月	94 人日分/月	95 人日分/月	95 人日分/月	95 人日分/月
	8 人	6 人	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人
自立訓練 (宿泊型)	56 人日分/月	6 人日分/月	31 人日分/月	30 人日分/月	30 人日分/月	30 人日分/月	30 人日分/月
	2 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
就労移行支援	66 人日分/月	83 人日分/月	106 人日分/月	112 人日分/月	120 人日分/月	120 人日分/月	120 人日分/月
	6 人	7 人	7 人	7 人	8 人	8 人	8 人
就労継続支援 (A型)	763 人日分/月	829 人日分/月	781 人日分/月	721 人日分/月	780 人日分/月	780 人日分/月	780 人日分/月
	40 人	42 人	39 人	36 人	40 人	40 人	40 人
就労継続支援 (B型)	1,257 人日分/月	1,305 人日分/月	1,438 人日分/月	1,533 人日分/月	1,550 人日分/月	1,550 人日分/月	1,550 人日分/月
	74 人	72 人	79 人	81 人	85 人	85 人	85 人
就労定着支援		1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
療養介護	8 人	8 人	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人
短期入所	62 人日分/月	33 人日分/月	34 人日分/月	10 人日分/月	35 人日分/月	35 人日分/月	35 人日分/月
	29 人	26 人	24 人	23 人	25 人	25 人	25 人
医療型短期入所	2 人日分/月	11 人日分/月	3 人日分/月	1 人日分/月	2 人日分/月	2 人日分/月	2 人日分/月
	1 人	3 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人

※人日分：「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

※人：1月当たりの実利用人数

### (3) 居住系サービス見込量

#### ① 自立生活援助

施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する人に対し、居宅における自立した生活を営む上での様々な問題について、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時通報を受けての相談、必要な情報の提供、助言等を行います。

#### ② 共同生活援助

日中に就労又は就労支援などのサービスを利用している人に対し、地域の共同生活の場において、入浴や排せつ、食事の介護などを行うとともに、相談や日常生活上の援助を行います。

#### ③ 施設入所支援

日中に就労又は就労支援などのサービスを利用している、障がいのある人に対し、地域の共同生活の場において、入浴や排せつ、食事の介護などを行うとともに、相談や日常生活上の援助を行います。

種類	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
自立生活援助		0人	0人	0人	1人	1人	1人
共同生活援助	456人	445人	443人	432人	450人	450人	450人
施設入所支援	488人	462人	466人	468人	470人	470人	470人

※人：延べ利用者数

### (4) 相談支援事業見込量

#### ① 計画相談支援

障害福祉のサービスを利用している人が、必要なサービス等を適切に活用し、地域で自立した生活を送れるように、個人のサービス等利用計画を作成し、定期的なモニタリングを通して支援します。

#### ② 地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院に長期入院している人などが、退所や退院をして地域における生活に移行することに対し、住居の確保、その他の必要な相談や支援を計画的・重点的に行います。

### ③ 地域定着支援

地域移行支援を受けて地域で生活を始めた人及び居宅において単身等で生活する障がいのある人に対し、常時の連絡体制の確保及び緊急事態等の際の相談やその他必要な支援を行います。

種類	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
計画相談支援	270 人	261 人	268 人	285 人	290 人	290 人	290 人
地域移行支援	1 人	3 人	0 人	0 人	2 人	2 人	2 人
地域定着支援	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人

※人：実利用者数

## (5) 見込量の確保のための具体的方策

### ① 地域に向けての障がい者の理解及び障害福祉等の普及・啓発

障害福祉の制度や障害者特性の理解について、住民への普及・啓発を図り、地域で生活していく上で、必要なサービスを必要に応じて利用できるように、情報提供等に努め、多職種の連携により円滑な利用を図ります。

### ② 障害福祉サービス事業者や関係機関との連携等による支援体制の強化

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者、その他関係機関等と十分な情報交換・連携を図ることで支援体制を強化し、障がいのある人やその家族の状況や意向などに応じて、サービスの利用が円滑に、また適切に利用できるように努めます。

### ③ 相談支援（一般相談支援・計画相談支援等）の充実と質の確保

サービス等利用計画作成対象者の大幅な拡大、モニタリングの実施などサービス支給決定プロセスの見直し、長期入院等から地域生活に移行するための支援、さらには常時の連絡体制や緊急訪問対応等をする地域相談支援が創設されたことから、相談支援の役割はますます重要になります。

サービス等利用計画を作成する特定相談支援事業者及び地域移行・定着支援を行う一般相談支援事業者の量的拡大を図ることで、障がいのある人の自立した生活を支え、抱えている個々の課題の解決を支援できるように相談支援体制の充実に努めます。

また、必要に応じたきめ細かなサービス利用の支援ができるように、相談支援専門員

のさらなる質の向上を図ります。

#### ④ 就労支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障がいのある人の社会参加への促進や、就労への支援が必要です。求人や求職等の情報を関係機関と共有し、障がいのある人に適切に情報提供できるように努めるとともに、特別支援学校等の教育関係者、障害者職業センター、ハローワーク等と連携し、雇用側である企業に対する普及啓発活動と障害者雇用の理解を求めながら就労を支援します。

また、就労系の障害福祉サービス（就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援B型、就労継続支援A型）の利用において、能力や技術習得等の状況を適切に評価することで、その人に応じた次の段階へのステップアップについて事業所と連携して行います。

#### ⑤ 広域的な支援

障がいのある人の地域生活支援については、あわら市、坂井市の関係機関で組織する坂井地区障害児・者総合支援協議会を通して広域的な連携を図っています。

また、多様化するニーズに対応するため、坂井地区圏域だけではなく、県内の他自治体及び関係機関と連携して支援体制の強化を図ります。

## 6 地域生活支援事業の見込量とその確保のための方策

障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう以下の事業を実施します。令和5（2023）年度までのサービス見込みは、実績及びニーズ等を勘案し見込みます。

### （1）地域生活支援事業見込量

#### ① 相談支援事業

障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。併せて、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のための必要な援助を、専門機関に委託して実施します。

#### ② 意思疎通支援事業

聴覚、言語、音声、視覚等の障害のため意思疎通を図ることに支障がある人が、他の人との意思疎通を仲介するため、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者等を派遣します。

#### ③ 日常生活用具給付等事業

社会参加や自立を促進するために、在宅の重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与し、日常生活の便宜を図ります。

#### ④ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。

#### ⑤ 地域活動支援センター事業

通所による創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的に、専門機関に委託して実施します。

## ⑥ 日中一時支援

家族の就労や日常介護の負担軽減と休息を図ることを目的で、障がいのある人を一時的に預かり、支援します。

## ⑦ 訪問入浴サービス

施設等での入浴が困難な人に、移動入浴車が自宅を訪問し、簡易浴槽により、住居内で入浴サービスを行います。

種類	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
障害者相談支援	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
意思疎通支援	14 件	17 件	20 件	18 件	20 件	20 件	20 件
手話通訳者設置事業	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人

## 《日常生活用具給付等事業》

種類	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
介護訓練支援用具	1 件	4 件	2 件	1 件	2 件	2 件	2 件
自立生活支援用具	4 件	4 件	4 件	3 件	4 件	4 件	4 件
在宅療養等支援用具	7 件	6 件	1 件	3 件	3 件	3 件	3 件
情報・意思疎通支援用具	5 件	3 件	6 件	2 件	3 件	3 件	3 件
排せつ管理支援用具	545 件	587 件	610 件	640 件	650 件	650 件	650 件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2 件	3 件	2 件	1 件	1 件	1 件	1 件

種類	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
手話奉仕員養成研修事業	22 人	25 人	12 人	19 人	20 人	20 人	20 人
移動支援事業 ※上段:実利用者数 下段:延利用時間数	37 人 1,000 時間	38 人 707 時間	41 人 855 時間	46 人 336 時間	41 人 630 時間	41 人 630 時間	41 人 630 時間
地域活動支援センター事業 ※上段:自市町内のセンター利用 下段:他市町内のセンター利用	37 人 11 人	33 人 36 人	29 人 34 人	25 人 25 人	25 人 25 人	25 人 25 人	25 人 25 人
日中一時支援事業 ※上段:延利用日数 下段:実利用者数	333 日 24 人	170 日 26 人	134 日 22 人	66 日 23 人	120 日 24 人	120 日 24 人	120 日 24 人
訪問入浴			4 日 1 人	0 日 0 人	4 日 1 人	4 日 1 人	4 日 1 人

## (2) 見込量の確保のための具体的方策

### ① 相談支援事業

障害の種別にかかわらず誰もが相談できるように、身近な地域の相談窓口として委託相談事業所を市内に1箇所設置しています。

また、総合的・専門的な相談や地域での課題解決、相談員の人材育成などに取り組む基幹相談支援センターを坂井地区に1箇所設置し、重層的な相談支援体制の構築を図ってきました。さらに、就労支援専門の相談支援窓口を設置し、今後も、相談支援体制の一層の充実を図ります。

地域における相談支援事業を適切に実施していくため、坂井地区を1つの圏域として設置した坂井地区障害児・者総合支援協議会を活用し、相談支援事業の運営や困難事例の対応のあり方についての検討・協議を行うとともに、地域の関係機関によるネットワーク化を推進します。今後も関係機関・団体、障がいのある人とその家族が共通目標を持ち連携を強化して、相談支援事業の円滑かつ適正な運営を図ります。

### ② 意思疎通支援事業

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために必要な事業であることから、事業内容の広報・啓発に努めるとともに、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を積極的に実施することにより、意思疎通の円滑化を支援し、サービスの提供の確保及び拡充を行います。

### ③ 日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために必要な事業であることから、事業内容の広報・啓発に努めるとともに、地域での自立に向けた日常生活を支援できるよう、相談支援機関や関係機関等を通じて事業の推進を図ります。

### ④ 地域活動支援センター事業

市内において、1事業所が地域活動支援センターI型を実施しています。今後も利用者が継続して利用できるよう、地域活動支援センターの機能を充実強化し体制整備を進めます。

## (3) その他事業の推進

障がいのある人のニーズに対応し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう事業を推進します。

### ① 成年後見制度利用支援事業

権利擁護の取り組みについては、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害又は精神に障がいのある人に対して支援を行うとともに、中核機関等の設置により、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成等の研修を行い、

当該制度の充実を図ります。

## ② 障害者虐待防止対策支援

障がい者虐待の未然防止や早期発見、その後の支援等を円滑に行えるように障がい者虐待防止センターを中心として、民生委員、警察、学校など地域のネットワーク協力体制の充実を図ります。

また、坂井地区障害児・者総合支援協議会権利擁護部会での情報交換や情報共有により、施設従事者だけでなく養護者への支援も視野に入れた協議を行い、より一層の虐待防止に努めます。

## 7 障害児支援の見込量とその確保のための方策

障がい児を対象とした障害児通所支援と障害児相談支援は、利用実態を把握し、障がい児及びその家族の支援の利用に関する意向等を勘案し見込みます。

### (1) 障害児支援見込量

#### ① 児童発達支援

未就学の障がい児の日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

#### ② 医療型児童発達支援

未就学の肢体不自由児の日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練に加えて、医療ケアを行います。

#### ③ 放課後等デイサービス

就学中の障がい児が、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等に通って、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

#### ④ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を必要とする場合に、施設を訪問し施設スタッフと連携を図りながら、障がい児本人や施設スタッフに対し支援を行います。

#### ⑤ 居宅訪問型児童発達支援

外出するのが困難な障がい児に対して、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行います。

#### ⑥ 障害児相談支援

サービス利用者の支援方針や解決すべき課題を踏まえ、適切なサービス等の利用について作成し、定期的なモニタリングを行います。作成した計画に基づき、関係機関で連携しニーズに応じた支援を行います。

種類	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
児童発達支援	48 人日/月	45 人日/月	52 人日/月	35 人日/月	57 人日/月	57 人日/月	57 人日/月
	7 人	8 人	11 人	12 人	15 人	15 人	15 人
医療型児童発達支援	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
放課後等デイサービス	170 人日/月	232 人日/月	320 人日/月	398 人日/月	450 人日/月	450 人日/月	450 人日/月
	17 人	20 人	26 人	31 人	35 人	35 人	35 人
保育所等訪問支援	2 人日/月	1 人日/月	3 人日/月	6 人日/月	10 人日/月	10 人日/月	10 人日/月
	2 人	1 人	3 人	6 人	10 人	10 人	10 人
居宅訪問型児童発達支援	0 人日/月	3 人日/月	3 人日/月	0 人日/月	2 人日/月	2 人日/月	2 人日/月
	0 人	1 人	1 人	0 人	1 人	1 人	1 人
障害児相談支援	32 人	39 人	50 人	55 人	60 人	65 人	70 人

※人日/月：1月当たりの利用日数

※人：1月当たりの実利用人数

## (2) 見込量確保のための具体的方策

### ① 障害福祉サービス等の普及・啓発

障がい児を対象とした施設・事業は、改正法施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化され、再編、移行されました。

そのため、障害福祉制度や障害特性の理解について住民への普及、啓発を図り、障がい児が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、併せて、年齢や障害特性に応じて身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を行います。

### ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備に当たっては、相談支援事業者、認定こども園、放課後児童クラブ等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要です。また、気がかりな子がスムーズに早期治療・療育を受けられるように、子育て世代包括支援センターを中心に保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携体制の確立を図るとともに、連続したフォローアップ体制を整え、発達段階に応じた支援を円滑に行います。

さらに、障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービス事業所が緊密な連携を図り、障がい児やその家族の状況、意向に応じて、サービスが適切に利用できるように教育委員会等との連携体制の確保に努めます。

### ③ 広域的な支援

障がい児の地域生活支援について、あわら市、坂井市の関係機関で組織される坂井地区障害児・者総合支援協議会を通じて、広域的な連携を図っています。また、多様化するニーズに対応するため、坂井地区のみならず、県内他自治体及び関係機関と連携し、支援体制を強化します。

## 第4節 計画の推進のために

### 1 計画推進体制の整備と、実績の分析及び評価

この計画を推進するため、市の福祉・保健・教育が一体となった支援体制を整備するとともに、県や医療機関、教育機関、公共職業安定所との連携を図っていきます。

また、この計画の成果目標及び活動指標については、少なくとも年に1回はその実績を把握し、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析及び評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講ずるなどして以降の計画推進に生かします。

## あわら市障害福祉計画策定委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、あわら市地域福祉計画策定委員会規則（令和2年あわら市規則第12号）第7条第1項の規定に基づき設置するあわら市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) あわら市地域福祉計画のうち、あわら市障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係機関又は福祉関係団体に所属する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、当該あわら市障害福祉計画に関する事務が終了したときまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日告示第51号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

あわら市障害福祉計画策定委員会委員名簿

令和2年11月1日～令和3年3月31日

◎委員長・○副委員長

	区 分	氏 名	摘 要	役職
1	学識経験者	◎岩井 秀夫	福井県立嶺北特別支援学校	校長
2	学識経験者	木下 恵美子	坂井健康福祉センター	次長 (福祉保健)
3	福祉団体代表	納村 亮	市心身障害児(者)育成会	会長
4	福祉団体代表	炭谷 一男	市身体障害者福祉協会	会長
5	福祉サービス事業所	○藤田 康彦	市社会福祉協議会 ひばりヶ丘指定特定相談支援事業所	寮長
6	福祉サービス事業所	松崎 誠	地域活動支援センターさかい (社会福祉法人 悠々福祉会)	所長
7	福祉サービス事業所	田原 薫	社会福祉法人 サンホーム 金津サンホーム	理事長 施設長
8	福祉サービス事業所	弓取 寛	坂井地区 障がい者基幹相談支援センター	相談員
9	福祉サービス事業所	牧田 臣子	委託相談支援事業所 (社会福祉法人 仁善)	相談支援専門員
10	福祉・保健行政	中道 佐和子	子育て支援課	課長

事務局	江川 欣男	福祉課長
	藤井 恭代	福祉課課長補佐
	堀川 香奈恵	福祉課主事
	太田 菜緒	福祉課主事
	黒川 元希	福祉課主事

## 計画策定の経過

時 期	会 議 等	内 容
令和2年11月5日	第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員委嘱状交付</li> <li>・ 計画の概要について</li> <li>・ 計画策定に係るスケジュールについて</li> <li>・ 障がいのある人を取り巻く現状について</li> <li>・ 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画成果目標の進捗について</li> <li>・ 計画の数値目標について               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標</li> <li>(2) 障害福祉サービスの見込量とその確保のための方策</li> <li>(3) 地域生活支援事業の見込量とその確保のための方策</li> <li>(4) 障害児支援の見込量とその確保のための方策</li> </ul> </li> </ul>
令和2年12月25日	第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画(案)について</li> <li>・ パブリックコメント募集について</li> </ul>
令和3年1月18日	第3回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の策定について (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面議決)</li> </ul>